

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会傍聴規則

平成 18 年 5 月 29 日  
議 会 規 則 第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 292 条において準用する同法第 130 条第 3 項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合議会(以下「議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

**第 2 条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

**第 3 条** 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴人の入場)

**第 4 条** 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

**第 5 条** 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

**第 6 条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の制限)

**第 7 条** 議長は、傍聴人が多数であるときは、その人数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

**第 8 条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第 9 条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

**第10条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 議論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
  - (3) はち巻、腕章の類をする等示威的の行為をしないこと。
  - (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに座を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第11条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

**第12条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第13条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第14条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。